

## EC サイト販売促進支援補助金 公募要領

静岡市産業振興課

### 1. 趣旨

EC サイト販売促進支援補助金は、自社 EC サイトを持つ製造業、卸売業、小売業を営む小規模事業者が、自社 EC サイトの販売促進のため、首都圏での PR を目的とした期間限定出店(ポップアップショップ)を行う際の必要な経費の一部を補助します。

### 2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、以下の(1)から(4)の要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって市内に主たる事業所を保有するもの
- (2) 日本標準産業分類の大分類Eに掲げる製造業または大分類Iに掲げる卸売業、小売業に区分されるもの。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するものを除く。
  - (ア) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有しているもの
  - (イ) 大企業の役員又は職員を兼ねているものが、役員総数の2分の1以上を占めるもの
  - (ウ) 資本金5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されているものや直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えるもの
- (3) 自社商品を販売するための自社ECサイトを保有している事業者であること
- (4) 自社ECサイト利用者を増やすことを目的に、首都圏での1ヶ月以内の出店を行い、販売及び自社ECサイトの紹介を行う者

### 3. 補助上限金額・補助率

補助率は、補助対象となると認められる経費(4. 補助対象経費参照)の2分の1以内で、上限額は、20万円(千円未満切捨て)となります。

### 4. 補助対象事業

自社ECサイト販売促進を目的とした首都圏テナント等での期間限定出店事業です。

## 5. 補助対象経費

### (1) 補助対象経費

①交通費	静岡市内から公共交通機関、高速代及び首都圏での駐車料金に限る
②宿泊費	補助上限 7,500 円/1泊あたり(対象額は 15,000 円/1泊上限)
③商品輸送料	商品を出店地へ送る商品輸送料
④外注費	有料職業紹介事業者から派遣された外部人材に係る外注費
⑤出店料 または使用料	使用する会場の出店料又は使用料

### (2) 補助対象とする条件

- ① 補助金交付決定日以降に支払った4(1)の経費
- ② 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費
- ③ 補助事業期間内に支払いが完了する経費

## 6. 補助事業期間

交付決定日から令和7年2月28日(金)までの期間内に、支出された経費のみが対象経費として計上できます。

## 7. 申請時提出資料

- (1) ECサイト販売促進支援補助金交付申請書(様式第1号)★
- (2) 事業計画書(様式第2号)★
- (3) 収支予算書(様式第3号)★
- (4) 交付申請額の算出根拠となる見積書等▲(8. 交付申請額の算出根拠となる見積書等 参照)
- (5) 法人:履歴事項全部証明書(3ヶ月以内) 個人事業主:確定申告書のコピー(R5)★
- (6) 誓約書県同意書★
- (7) 構成員名簿(申請者が団体の場合)★

★市の定めた書類(HPにてダウンロード) ▲申請者が用意する書類

## 8. 交付申請額の算出根拠となる見積書等

申請時に必要な見積書等の内容は下記のとおりです。原本はスキャンしてください。

①交通費	「えきすぱあと」のスクリーンショットなど。
②宿泊費	見積書、予約画面の金額がわかるもの
③商品輸送料	1個当たりの配送料金がわかる HP
④外注費	有料職業紹介事業者からの見積書
⑤出店料または使用料	見積書、出店規約等金額がわかる書類

## 9. 申請の流れ

①見積徴取	申請に必要な、事業に係る経費がわかる資料をそろえてください。
②申請書類作成	申請書類を作成してください。 様式は以下からダウンロードしてください。
③書類提出	以下のいずれかの手段で提出してください。 オンライン 郵送・持参 〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 清水庁舎 5階 産業振興課
④交付決定	申請書類が交付要綱に定める内容を充足しているか審査します。 審査が済み次第、「交付決定通知書」を申請者の住所に郵送します(概ね申請日起算で1~2週間程度)。
⑤事業実施	申請書に記載した事業を実施してください。
⑥実績報告資料作成	事業を実施したのち、速やかに、事業報告書を作成してください。 様式は以下からダウンロードしてください。
⑦報告書提出	以下のいずれかの手段で提出してください。 オンライン 郵送・持参 〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 清水庁舎 5階 産業振興課
⑧交付確定	報告書の内容を審査します。 審査が済み次第、「交付確定通知書」を申請者の住所に郵送します(報告日起算で概ね1~2週間程度)。
⑨支払	⑧の交付確定通知書を受領したのち、補助金の請求書を以下のいずれかの手段で提出してください。 オンライン 郵送・持参 〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 清水庁舎 5階 産業振興課  請求書受領後、概ね1か月後の木曜日に指定口座に振り込みを行います。

## 10. 実績報告時提出書類

- (1) ECサイト販売促進支援事業実績報告書(様式第7号)★
- (2) 事業報告書(様式第8号)★
- (3) 収支決算書(様式第3号)★
- (4) 収支決算額の算出根拠となる見積書等▲(10. 収支決算額の算出根拠となる見積書等 参照)

★市の定めた書類(HPにてダウンロード) ▲申請者が用意する書類

## 11. 収支決算額の算出根拠となる見積書等

報告時に必要な見積書等の内容は下記のとおりです。すべてスキャンしてください。

①交通費	領収証、クレジットカードの控え※(行先の内訳がわかるもの)
②宿泊費	領収証、クレジットカードの控え(宿泊先の名称がわかるもの)
③商品輸送料	配達伝票(金額の記載があるもの)
④外注費	有料職業紹介事業者からの領収証(内訳がわかるもの)
⑤出店料または使用料	領収証

※クレジットカードの控えを提出する場合は名義が申請者であること

(法人の場合は法人カードを必ず利用。個人のクレジットカードでの清算は不可。)

## 12. 事業内容や交付申請金額に変更がある場合

申請内容や、交付申請額が変更になることが分かった時点で、産業振興課経営支援係へ連絡してください。

### (1) 報告時の金額が申請額を上回る場合

交付決定額の増額はできないため、交付決定額＝交付確定額となります。変更申請は不要のため、実績報告書を作成し提出してください。

### (2) 報告時の金額が申請額を下回る場合

交付決定額から減額となるため、**変更申請が必要**です。13. 変更申請を参考に**変更申請書**を提出してください。

### 13. 変更申請

- (1) ECサイト販売促進支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)★
- (2) 変更事業計画書(様式第2号)★
- (3) 変更収支予算書(様式第3号)★
- (4) 変更収支予算額の算出根拠となる見積書等▲(8. 交付申請額の算出根拠となる見積書等 参照)

#### ★市の定めた書類(HPにてダウンロード) ▲申請者が用意する書類

金額が変更になる場合は必ず変更申請が必要です。ただし、申請時に申請していない内容を増やすことや、申請時の金額よりも増やすことはできません。

静岡市 経済局 商工部 産業振興課 経営支援係

Tel:054-354-2058・2232

Mail:sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp